

平成31年第1回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

平成31年3月4日（月） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 小坂義貞君 外2名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	附田敬吾君	町民課長	天間孝栄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	小山彦逸君	健康福祉課長 (兼七戸包括支援センター所長・ 天間林老人福祉センター所長)	氣田雅之君
商工観光課長	附田良亮君	農林課長	鳥谷部勉君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君

教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	八 幡 博 光 君
生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	高 田 博 範 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	天 間 孝 栄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	原 子 保 幸 君	事 務 局 次 長	中 村 孝 司 君
---------	-----------	-----------	-----------

---

○会議を傍聴した者（21名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	小坂 義貞 君 (一問一答式)	1. 上水道について	(1) 昨年、後平蒼前地区で水道本管の破損事故があったが、その原因と今後の対策は。
			(2) 今後、甲田地区に住宅などが建ってきた場合、新規に水道管布設工事をする考えは。
		2. 町道について	(1) 管内の道路に著しく老朽化が見受けられるが、中でも二ツ森地区の町道が周りの水田より低くなり通行に支障が出てきているが、その対策は。
			(2) 上北天間林道路（七戸 I C）開通にともなう経済効果と町道との交差点の安全対策は。
		3. 閉校後の天間東小学校の活用について	(1) 校舎を史跡二ツ森貝塚資料館だけではなく、旧天間林歴史資料館などにも活用する考えは。
			(2) グラウンドの活用について、貝塚地区などの移転の代替地とする考えは。
2	佐々木寿夫 君 (一問一答式)	1. 南公民館について	(1) 駐車場の整備について。
		2. 中央図書館について	(1) 施設整備計画はどうなっているか。 (2) 古文書・記録などの整理、保存、利活用について
3	疍 清悦 君 (一問一答式)	1. 七戸町まちづくり基本条例について	(1) 七戸町の自治の基本理念及び基本原則を定めた七戸町まちづくり基本条例が平成31年4月1日から施行される。主権者である町民、及び、協働の担い手である事業者等への周知をどう図るか。
			(2) 情報公開について、「町は、町の保有する情報を町民に適時適切に公表し、情報提供する。」と明記されている。業務の効率化の観点からも、ホームページでの情報公開をより進めるべきだと思うが、そのための作業は進んでいるか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
		2. 男女共同参画の推進について	(1) 平成30年5月23日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行された。実態調査及び情報収集等、啓発活動、環境整備、人材育成等にどのように取り組むのか。

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがって、平成31年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これより、3月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

○日程第1 一般質問

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。  
質問は、通告順に行います。  
通告第1号、2番議員小坂義貞君は、一問一答方式による一般質問です。  
小坂義貞君の発言を許します。
- 2番（小坂義貞君） おはようございます。  
3月に入り、着実に春が近づいてきているように感じるきょうこのごろです。  
さて、今回、私からは、政府が定めた国土強靱化基本計画のインフラ整備対策の上水道と道路、そして、閉校後の天間東小学校の活用について、大きく三つに分けて、一問一答方式で質問させていただきます。  
以上で、壇上から質問者の席へ移動させていただきます。  
早速質問させていただきます。  
まず、1問目の1点目、上水道本管破損事故についてお尋ねします。  
昨年9月、後平蒼前地区において、水道本管の破損事故が発生し、長時間にわたり地区住民への断水が続き、さらに、工事終了後は、蛇口から濁った水道水が出てきたということをお聞きしました。  
本管が破損した原因と対策、そして、今後の対応の見通しの説明を求めます。
- 議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。  
町長。
- 町長（小又 勉君） おはようございます。  
小坂議員の御質問にお答えいたします。  
後平蒼前地区における漏水については、上北天間林道路の工事に伴う水道管の移設工事の際に漏水が判明し、修繕の工事を行いました。  
漏水があった路線は、いわゆる石綿管の水道管で、布設から37年が経過しているということで、現場の状況から見て、移設工事以前から漏水していたと思われるということから、管の老朽化が原因ということで推測されます。  
これからの対応ですが、平成24年から平成33年までの10年間、これを計画の期間

として、国の交付金事業を利用して、老朽化した重要幹線を優先して更新を進めております。

計画全体の延長、これは44キロですけれども、平成29年度末の施工実績、これは12.7キロということで、今回、漏水した水道管も含めて、今後も法定耐用年数を超えた水道管、これについては計画的に整備をしてまいりたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 今の説明で、老朽化した重要幹線、44キロメートルを平成24年から平成33年までの10年間で進めていくということですが、平成29年度末で12.7キロが完成して、残り31.3キロメートルがまだ残っていることになります。言うまでもありませんが、しっかりと計画をして、対策をしていくことを要望します。

次の質問に入ります。

2問目の1点目、1年前の3月議会でも、管内の道路対策について一般質問させていただきました。

政府は、インフラ対策で、国土強靱化基本計画を発表されております。

管内の道路状況は、まだまだ対策がおくれているように感じられます。

今回、私は、二ツ森地区家ノ後における町道二ツ森5号線、この町道は貝塚地区と二ツ森地区を結ぶ集落幹線道路であることはもとより、二ツ森地区家ノ後の水田耕作地の農業生産活動の重要な耕作用道路であります。

原因はよくわかりませんが、道路の沈下が生じ、大雨や、または昨今の予測がつかない局地的な短時間豪雨等により、農地の用水路から越水により、約100メートルぐらいにわたり、道路の冠水被害が発生している状況にあり、冠水時においては、車両の通行ができない状況であります。どうか道路のかさ上げ等の早急な対策の考えをお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 二ツ森5号線、これについての御質問ということですので、お答えいたします。

御指摘のとおり、当該区間は軟弱地盤の上につくられている道路ということで、沈下が生じております。

また、当該地区の榎林土地改良区からも、被害の状況報告と、道路のかさ上げ等の整備の要望を受けております。

通行障害区間の恒久的対策としては、道路の軟弱地盤処理、かさ上げ等、これは整備工事が必要となりますが、全体的に上げるとなると、相当な工事費となることから、早急な整備は現実的には困難であるというふうに思います。

しかしながら、町としても、地区の被害の甚大さ、あるいはまた、農業生産活動に大きな支障を来しているという状況を踏まえて、当該路線の整備検討は必要であるというふうに考えております。

現在、県において実施している赤川河川改修工事、これによる工事車両が通行している

ことから、赤川の河川改修工事の完工状況、こういったものを踏まえて、できたのをよく見ながら、いろいろ検討して、当該路線の整備検討、こういうことをしてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） まずは一日でも早い対策を期待します。

私、ちょっとミスがありまして、1問目の2点目を忘れましたので……。

○議長（田嶋輝雄君） 小坂議員、ちょっと待ってください。本来ならば、飛ばせばそのままでもございましたけれども、特別許可しますので、頑張ってください。

2番議員。

○2番（小坂義貞君） 1問目の2点目について質問します。

新規の水道管布設についてお尋ねします。

新聞等では、人口減少などにより、人口の変化による水道水の需要が増減しているということを知りました。

では、当町はどのような状況なのか、わかる範囲でお聞きします。

また、町全域で現在建っている、そして、将来、住宅や施設などの建てられる予定がある土地へ新規に水道管布設工事をする考えはあるか、あわせてお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

当町における水需要の増減については、給水人口と、いわゆる水の使用量、その比較で説明をいたします。

平成18年度の給水人口は1万8,170人、平成29年度は1万5,775人と、約13%の減少。1日当たりのいわゆる水の使用水量は、平成18年度で4,674立方メートル、平成29年度は4,331立方メートル、約8%の減少となっております。これらの減少は、人口減少及び節水機器、この普及によるもので、今後もこういった傾向は続くものと考えられます。

次に、新規の水道管布設工事についてですが、町では、開発行為に伴う民間事業者の配水管新設に要する経費の一部補助を平成26年度より始めました。現在のところ、交付実績は1件であります。

また、既設の住居や施設については、町配水管、いわゆる本管から各自の給水取り出し管の布設をお願いしているという状況です。

今後、各地域において、将来、ある程度の給水戸数が見込めるのであれば、その計画を確認した上で、配水管の新設、延長を検討することになりますが、昨年10月に策定した水道事業経営戦略により、地理的、時間的な優先順位、これに従って進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 今、配水管新設の延長は、ある程度という御答弁がありました。

給水戸数の見込みがあればということではありますが、その部分のある程度という規定とか基準があるのか、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

給水戸数の見込みについては、明確な規定や基準というのはございません。現在、水道事業経営方針として、老朽化した施設の更新、これを最優先にしているということであります。

先ほども述べましたとおり、現時点では、配水管等の新設については、開発行為に伴う区域で、七戸町配水管等工事費補助金交付要綱に該当するものについて、経費の一部を助成していきたいというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） わかりました。

では、またもとへ、2問目の2点目の質問に入ります。

まず初めに、上北自動車道、天間林道路の開通に伴う経済効果についてお尋ねします。

先月、2月8日と9日、国土交通省青森河川・国道事務所から、東北町大浦の上北インターチェンジから七戸町附田向のインターチェンジ、7.8キロメートルの区間の開通が3月16日と新聞等で報道されました。

地元町民として、待望の開通ということで、大変感激を受けて、喜ばしく思います。

そこで、町長は、新聞の取材では、待ちに待った開通だと答えていたようです。全線開通にはもう少し時間がかかると思いますが、七戸町で初めての高規格道路のインターチェンジが開通されることにより、今後、町の期待する経済効果をどう考えているか、お聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 何よりも利便性というのは飛躍的に向上するということでありませ

具体的に期待される経済効果ですけれども、地域間の物流の効率化、それから、集荷時間の短縮、集荷エリアの拡大、こういったことが考えられる。畜産にあつては、飼料の供給拠点である八戸港とつながることから、畜産農家、加工業の連携強化が図れるというふうに思っております。また、町の特産物であるニンニク、ナガイモ等を全国へ出荷するため、冬道の安全な輸送確保、それから、時間短縮、これに寄与することが期待されます。

そのほかに、雇用創出、それから、転勤者、転入者による地域の人口の増加、3次救急医療施設までの所要時間の短縮、これによって救急搬送時の安定性など、救急医療サービスの向上、特にこれについては、上北道路ができた時点で、1.5倍ぐらい、救急搬送が、八戸市民病院への搬送がふえた。今回、これの開通に伴って、恐らく圏域がさらに広がりますから、かなりこういった効果が出るだろうと。いわゆるこれによって亡くならないというか、命をつなぐ人もかなりふえるというふうに思います。



それから、広域的な地域間交流人口の拡大、観光促進、こういったことなど、区間の開通が、地域、企業の物流、あるいはまた、救急救命活動の効率化、観光振興、こういったものに結びついて、地域経済の全体の活性化につながるということを期待しております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 各企業の物流や、また、観光、そしてまた、救急救命などのさらなる活性化を期待して、次の質問に入ります。

2問目の2点目、国道394号榎林バイパスと、町道天間館・附田線交差点の安全対策についてお尋ねします。

上北自動車道天間林道路、七戸インターチェンジの開通に伴い、昨年11月27日に、国道394号榎林バイパス、塚長根から附田向間、1.5キロメートルが開通されております。

上北天間林道路の開通に伴い、七戸インターチェンジへのアクセス交通量が当然ながら増大するものと予測され、貨物輸送車の大型車両などの増大は、沿線付近の交通安全上から、大いに危惧されることと思います。

既にこのバイパスで、ことしの1月末に、直角の交差点において車両同士の事故が発生したことを確認しております。そういう意味でも、町道天間館・附田線交差点に信号機を設置する考えについて、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成30年の第1回議会定例会の中でも御質問を受けたことがあります。前回同様の回答となりますけれども、県公安委員会の交通規制計画では、基本的に一時停止による制御方式で安全対策を図るということになっておりまして、信号機設置については、上北天間林道路の供用開始後の交通量状況等により検討する旨、回答を得ております。

しかしながら、1月末には、当該交差点において車両同士の事故が1件発生している状況と。非常に広いものですから、しかも、今までの感覚からして非常に事故が起きやすいということでありまして、改めて地域整備部の部長にもお願いをしておりました。非常に危ないと。そうしたら、何か相当目立つような、あるいはまた、積雪でも見落とさないような対策はとるということで回答を得ております。

それから、改めて公安委員会、警察のほうにも、非常に事故が起きやすいと。信号の設置、とにかく急いでお願いしたいという旨の要望もしております。

こういうことで、できるだけ事故が起きる前に何とか対策ということですが、特になかなか公安委員会は、そうすぐというわけにはいかないみたいでありますから、改めて再度、強く要望したいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） しっかりとした安全対策をやっていただくとともに、何よりも事故が起らないことを願うところです。

続いて、3問目に入ります。

閉校後の天間東小学校の活用について質問いたします。

今月で閉校される天間東小学校ですが、昨年の12月議会でも同じような質問がありました。町は、閉校後の天間東小学校の校舎については、二ツ森貝塚遺跡の資料館として活用していくと答弁されました。私もその計画に賛成するところであります。

既に校舎は耐震性など、建築基準法を満たしていることと思います。また、校舎からは八甲田山系が見渡せる大変すばらしいところです。資料館へ来館される方々に、遺跡から出土された土器や、または道具など、実際に自分の手でさわったりして、大人から子供まで楽しめるコーナーがあれば、少しでも長く時間を過ごしてもらえる体験型の資料館の計画を持っていたほうがよいと思うが、いかがですか。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、教育長となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） 小坂議員の御質問にお答えいたします。

天間東小学校閉校後の校舎については、史跡二ツ森貝塚のガイダンス施設に活用すべく、整備に向けて設計業務を行い、新年度での着工を目指し、当初予算において改修工事費等を計上したところです。

御質問の体験型資料館については、メインとなる史跡二ツ森貝塚を紹介する常設展示室に加え、ハンズオンエリアと称しまして、土器や石器、鹿の角など、実際の出土品にさわったり、土器の模様づけや、石器の切れ味を体験できるコーナーを設ける計画としています。

また、保健室を体験活動室に改修し、縄文時代の道具や装飾品の製作体験など、屋内の体験活動の場とするほか、屋外でも火起こし体験や土器の野焼きなど、火を使った体験ができる縄文広場を設け、体験型プログラムを提供していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） わかりました。

平成17年に旧七戸町と旧天間林村が合併となり、新しい七戸町の歴史がスタートされています。

将来、この町を背負う子供たちのためにも、二ツ森貝塚遺跡の資料だけではなく、旧天間林村、旧七戸町の歴史資料はもとより、新七戸町の新しい歴史についての資料なども取り入れて活用する考えは、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えします。

ガイダンス施設の設計に当たっては、世界遺産登録に向けて短期間で事業が完了すること、町の財政を考慮し、低予算で最大限の効果が得られること、建築基準法や消防法等の法規制を遵守することを念頭に、また、整備後の活用についても十分対応できるように計画を進めてまいりました。

先ほど申しあげました体験活動を行う施設のほか、企画展示室の設置を計画しております。そこでは、二ツ森貝塚や縄文時代に限らず、地域の歴史や文化を紹介する企画展など、さまざまな活用を想定しております。

そうした中において、御質問にありました旧天間林村、旧七戸町の歴史資料はもとより、新七戸町としての歴史資料についても活用が図られるものと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） わかりました。

次に、2点目の最後の質問に入ります。

天間東小学校のグラウンドの活用についてお尋ねします。

先ほどと同じく、12月議会で、資料館の駐車場や縄文の広場などの整備拡張していくと町長の答弁がありました。

私は、人口減少を少しでも抑制するためにも、グラウンドの活用を、まずは貝塚地区移転の方々の代替地として、住宅分譲地としてはどうかと思います。

既に移転された方、また、これから予定される方々の先を考えていけば、近所で住んでいた方々が1軒ずつ移転していけば、地区住民がばらばらになって、寂しくなる気がいたします。また、先祖代々のお墓などを守っていくためにも、皆さんが一緒の場所へ移転することによって、安心感を持って暮らしていけるような気がします。もちろん、貝塚地区の皆さんの御意見、御要望も聞いていかなければならないと思いますが、そして、移転分譲地へ住んでいただくことによって、これからの資料館や貝塚遺跡などのボランティア活動にも協力いただけると思うが、そのような考えはどうでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

天間東小学校のグラウンドは約1万6,000平方メートル、そして、ガイダンス施設の駐車場用地として1,000平方メートル、修景植栽と体験活動を行う、いわゆる縄文広場の用地として3,000平方メートル程度の利用を考えており、残りの1万2,000平方メートルについては未定ということであります。

御質問の、貝塚地区の移転の代替地案ですが、地区の住民からも同じような提案が出されておりました。この件については、地区集落のあり方にかかわる大変繊細な、微妙な問題であるということでもありますので、貝塚地区として、地区住民の考えや意向、こういったものをまとめていただきたいというお願いをしているところであります。

町としては、その結果を踏まえて、グラウンドの有効活用、こういったものを図ってまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 答弁の中で、グラウンド約1万2,000平方メートルが計画が未定ということですが、まずは速やかに進めていくことを求めて、以上で私の質問を全て終わらせていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、2番議員小坂義貞君の質問を終わります。

次に、通告第2号、7番議員佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の質問を許します。

○7番（佐々木寿夫君） きょう、私は、南公民館と中央図書館について取り上げます。これは平成24年の一般質問でも取り上げられ、その後、何回も取り上げられてきた問題です。

七戸町第2次長期総合計画では、基本構想で、豊かな心と文化を育むまちづくり、この項を設け、余暇時間の増加に伴い、心の豊かさや健康を求めて、生涯学習への意欲を持つ人がふえています。また、学習内容の希望も多岐にわたっています。町民の学習意欲に応えるため、提供する内容の充実と、公民館、図書館等、学習拠点となる施設や機器、設備の整備を推進しますと述べています。

それを受けて、基本計画では、生涯学習の充実の項を設けて、課題とし、生涯学習活動の拠点施設である公民館や分館の機能を充実していくことが求められており、とりわけ七戸南公民館及び図書館の施設について、新規建設や既存施設の利活用を含め、早期に検討、整備を図る必要があると述べ、南公民館と図書館の施設についての課題としての方向を示しています。

皆さんも知ってのとおり、公民館は、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。また、公民館は、仲間同士が集う、学ぶ、結ぶことを促し、人づくり、地域づくりに貢献している大事な施設です。図書館は、最も身近な図書館として、地域住民に読書を初めとする情報サービスを提供し、住民が知識や情報を得たりすることを目的とし、地域社会にとって不可欠の社会施設であります。

第2次長期総合計画基本計画では、（1）社会教育推進体制の充実、（2）多様な学習機会の創出と学習内容の充実、（3）生涯学習環境の整備と機能の充実を上げ、公民館、図書館の活動の充実を目指しています。

私は、今定例会で、町民の生き生き輝く生活は、健康、仕事と生きがい、教育と生涯学習に支えられると考え、生涯学習にとって重要な施設である公民館と図書館の整備について質問します。

以上で、壇上からの質問とさせていただきます。

では、質問者席から質問を続けます。

南公民館の駐車場についてです。

南公民館は、利用者数は、平成29年度、約1万2,000人、平成30年度は、1月末で約8,000人、その上、図書館の利用者4,000人から5,000人ほどありますから、年間の利用者は1万6,000人を超えます。この利用者が、快適に利用できる駐車場になっているのでしょうか。南公民館の駐車場を見てみると、路面が崩壊し、穴だらけになっています。これは早急に舗装し、直す必要があります。また、西側の駐車場は舗装されていず、穴があいて、水がたまっている状態です。

そこで、質問します。

まず、南公民館南側駐車場の整備をどうするのか。

また、西側の駐車場を舗装できないのか。この点について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、教育長となっております。

教育長。

○教育長（附田道大君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、南公民館南側の舗装されている駐車場部分の破損箇所については、雪が解けた後、天候状況を見ながら、早急に穴埋め補修により対処していきたいと考えております。

次に、南公民館西側、砂利部分の駐車場の舗装については、施設利用の状況や、財政負担の軽減等を勘案し、砂利を敷き直す補修により対処していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 南側の駐車場は、雪が解けた後、穴埋め補修で対応したい、こういう旨の答弁ですが、私は、あの南側の駐車場の現在の破損の状況を見ると、穴埋め補修でも、あれはすぐに壊れてしまうと。こういうことから、舗装の打ちかえを求めるものであります。

また、西側の補修については、砂利を敷き詰めて穴埋め補修で対応したいと、財政的な問題もあると、こういうことですので、これも舗装は求めますが、当面、財政状況を見ながらやっていくということについては理解をいたします。

南側の補修については、穴埋め補修で対応するのではなく、さらに舗装の打ちかえなど、抜本的な対策をとる必要があるということを求めます。

次に入ります。

中央図書館についてです。

我が町の図書館は、皆さんも御承知のとおり、大正時代からつくられた、非常に長い歴史を持っています。そして、現在は図書館法に基づいて運営されています。図書館法の第2条では図書館の定義をし、第3条では図書館の仕事を8項目にわたって定義し、13条では職員の資格と配置の基準を定めています。

図書館法は、平成20年に大幅に改正され、家庭教育の向上、CD、DVDを収集すべき資料にするなど、時代の要求にマッチするように改められています。

しかし、現在の中央図書館、その現状は、面積は図書館協定が定めている図書館設置運営上、望ましい基準の8分の1にも満たない状態です。また、蔵書の数、資料の保存、書庫、書架の問題など、たくさんの問題を抱えています。利用者は、平成29年は約4,000人、平成30年度、10月末では2,500人にもなっています。

このような状況から、平成24年にも一般質問で南公民館、中央図書館建てかえについての議論がされ、平成25年にも、当時の公民館審議会委員長、七戸町図書館協議会議長の連名で、当時の教育長に、生涯学習施設整備の意見書が出されています。

私は、平成28年第1回定例会で、この問題で質問しました。町長の答弁は、公民館機

能、それから、図書館機能を持った生涯学習施設の整備について、早急に結論を出し、方向づけていかなければならないというものでした。

その後、平成29年第3回定例会、文化財保護という質問に、平成29年で閉園となる幼稚園の建物を活用した中央図書館の移設を計画しております。さらに、今後は、図書館の開設に向け、県立図書館の支援、指導をいただきながら、町の図書館協議会や読書団体と協議を重ねていきたいと考えておりますと、そういう答弁がされています。

これは、図書館機能と公民館機能を持った生涯学習の施設整備という町長の答弁とは明らかに方向が違いますが、幼稚園の建物に図書館を移転する、このこと設備計画は知る必要があると思い、質問します。その後、中央図書館の施設整備計画はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

中央図書館については、盛田文庫の一部設置もあわせて、旧幼稚園建物を改修し、移設する方向で検討しておりましたが、現在、中央図書館、南公民館、旧幼稚園の建物の有効な活用方法の検討や、改修費用等、財政負担の比較などを含め、関係部署において、再度その整備方針について検討しているところです。

今後は、図書館協議会や公民館運営協議会、利用団体等からの御意見を伺いながら、来年度の早い時期に図書館、公民館の整備方針をお示ししたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 今の答弁ですと、図書館を幼稚園に移転させるというのも、また再度検討するというので、そうすると、図書館や公民館をどうするのかというのは、結局また白紙に戻ったわけです。平成24年から問題が提起されて、平成25年、平成27年、平成29年と、議会で議論してきましたが、結局のところ、白紙の状態だと、こういって、公民館や図書館に対して、本当に町できちんと、この町の第2次長期総合計画に基づいてやっているかどうかというのはかなり疑問に思います。

したがって、生涯学習施設と図書館機能を持つ施設整備について、再度、しっかりと取り組むことを求めます。

次に、古文書・記録などの整理、保存、利活用について質問します。

図書館法第2条では、「この法律において「図書館」とは、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と述べています。

図書館は、図書だけではなく、記録、その他必要な資料の収集、整理、保存、利活用も目的にしています。図書館法第3条の1には、郷土資料などを収集し、一般公衆の利用に供すとも述べています。

我が町の長期総合計画の基本計画、生涯学習環境の整備と機能の充実では、住民の学習

拠点となる施設の充実を図りますとあり、そして、以下、（２）公民館、図書館に視聴覚教材を充実させるとか、ネットワークシステムの活用とか、移動図書館の充実など、図書館機能そのものの充実の項を定めています。

古文書の整理においても、ネットワークシステムなどを改良することは、町の第２次基本計画の中にも盛り込まれています。

町の中央公民館にもたくさんの古文書、記録などの資料があると思います。また、中央公民館以外にも保存されています。たくさんの貴重な記録や文書のある盛田文庫については、幼稚園の建物を活用、中央図書館の移設とあわせて、その一画へ盛田文庫の設置を検討していると答弁していますが、先ほどの答弁では、これがまた見直しになったということなのですが、七戸町で持っている古文書や記録などの整理、保存、利活用はどうなっているか、これからどうするのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

中央図書館では、古文書自体は保存されていませんが、七戸町史編纂時に借用した古文書については、写しが保管されており、これについては閲覧が可能です。

また、盛田文庫の古文書や記録資料については、平成２９年５月まで、利用者の閲覧に供しておりましたが、七戸庁舎の耐震改修工事に伴い、書籍等を移動することになり、盛田文庫の一般利用は一時停止している状況であります。

移動した書籍や古文書については、現在、文化交流センターや役場七戸庁舎４階の旧議会会議場で保管しておりますが、それらの利活用については、現在、検討を進めている図書館、公民館の整備とあわせ、その一画へ盛田文庫を設置し、一般利用者への閲覧が可能となるよう、整備を進めていきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） ７番議員。

○７番（佐々木寿夫君） 古文書や記録など、この資料の利活用は大変重要で、町の長期総合計画の基本計画の中にも、きちんとこれらの項がうたわれています。

図書館、公民館の施設がこれからどうなるのか、再度、白紙から検討ということですから、そのときには、ぜひ古文書の利活用、これらも含めて考えていただきたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、７番議員佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩、１１時１０分まで休憩します。

休憩 午前１０時５７分

再開 午前１１時１０分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第３号、４番議員唘清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唘清悦の発言を許します。

○4番（**听 清悦君**） 今定例会での一般質問が任期最後の一般質問となります。

来月から施行される七戸町まちづくり基本条例には、議会の責務に、町民の声を反映させる、議員の役割には、積極的に町民との対話を心がけ、町民に広く意見を聞くと明記されております。それに関しては、私なりに意識して活動してきたつもりですが、まだ届けてこなかった町民の声があります。

それは、議会及び議員に対する不満の声です。

人口減少にあわせて議員も減らしてもいいのではないかと。一般質問はいつも同じ人しかしていない。議員の視察研修は意味があるのかなど、耳が痛い話ばかりでした。

定数削減した場合、議会のチェック機能は低下しないか、報酬を削減した場合は、議員のなり手は減るのか、逆に、報酬をふやしたら議員のなり手はふえるのか、役場職員が退職してでも議員になろうと思う報酬は幾らなのか、報酬を上げれば議員の質も上がるのかなど、何をどう変えればコストパフォーマンスの優れた議会になるのか、私自身、いろいろと情報を集めて考えてはみましたが、これだという結論を出せていません。

一つ、自信を持って言えることは、議員定数や議員報酬の議論は後回しにしても、女性議員の比率を高めるための取り組みは、今すぐ始めても間違いはないということです。男女共同参画推進の究極の成果は、将来の方向性を決定する議会が男女同数になることではないかと思っていますので、それらについての質問を質問者席から行います。

質問1の（1）については、3点質問いたします。

1点目として、周知方法について伺います。

七戸町の自治の基本理念及び基本原則を定めた七戸町まちづくり基本条例が平成31年4月1日から施行されます。

主権者である町民及び協働の担い手である事業者等への周知を図る必要があります。

ホームページで条例全文を見られるようにし、広報しちのへでもお知らせするとは思いますが、多くの町民は、この条例が施行されることによって、何がどう変わるのか想像できないのではないかと思います。

町民の権利、義務及び役割として、三つの権利が明記されています。

町政について知る権利については、情報公開に関係してくるので、次の質問に回します。

町が提供する役務を受ける権利については、これまでと同様だと思うので、触れません。

町政に参加する権利については、主権者である町民には最も行使してほしい権利です。私は、重要な計画の策定段階に町民を参加させることだと解釈しており、今後、どのような計画をいつから策定する予定なのかを示し、町民の意識と参加の意欲を高める取り組みが大事ではないかと考えております。いつからどのような計画の策定を予定しているのか、町のホームページを見ればわかるようにする考えはあるか、伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 答弁を求める者、町長となっております。



町長。

○町長（小又 勉君） 町議員の御質問にお答えいたします。

これまで各種計画の策定に関する情報の周知については、計画策定にかかわる検討委員会の、その委員の募集の際、それから、施行前の意見公募、いわゆるパブリックコメントの際に、町のホームページでの紹介や、関係部署の窓口における縦覧等の取り組みを実施してきました。

これからについては、これまでの取り組みを継続していくとともに、各種計画の策定に関する予算の承認を受けた時点で、その計画の内容等についてホームページで周知していきたいと考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 4 番議員。

○4 番（町 清悦君） これまで個々の部署で、その都度、公募なり募集していたものを、今定例会で予算が議決されれば、その年度の計画を早い時点で公開するということだと思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

2 点目の質問として、意見、要望への対応について伺います。

第 18 条「町は、町政に関する町民の意見、要望に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について町民に回答しなければならない。」

2 「町は、町民から寄せられた意見中、不平・不満に属する事実について、その原因を追究し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。」と明記されています。

町民からのよくある質問については、町のホームページの「よくある質問」を充実させていけばよいと思いますが、政策的な意見、要望については、青森県が行っている「県民の声データベース」と同じようにするのがよいと思います。10 年ぐらい前の町政座談会でそのことを提案しましたが、当町ではまだ行われていません。

青森県のホームページのトップページを見ると、三村知事の顔の右側に「アナタの声を県政へ」があり、それをクリックすると、「県政・わたしの提案」「あおり県民政策提案制度（パブリック・コメント制度）」「未来デザイン県民会議」「出前トーク」「元気あおり応援隊」「県民の声データベース」「よくある質問」まとめページ」「行政相談」「公益通報」「お問い合わせ」が出てきます。

青森県の広聴活動に関しては、不足な点が見当たらないほど充実しています。

その中の「県民の声データベース」も県民の政策提言の中の一つであり、提案したのは私です。

三村知事が青森県知事に就任した 1 年目の 1 月、1 人 5 分に限定された発言時間の中で、「県民の声データベース」の開設を提案するために、百人委員会会場の弘前市まで吹雪の中を車で行ったことを思い出します。

「提案者の私たちは、まだ誰も提案していなだろろうと思って、きょうも提案していますが、知事及び県職員の皆さんは、このような広聴活動を行っている、同じような意見、

提案、不満を何度も聞いていると思います。県民の声をデータベース化し、県民が自分と同じ意見、提案、不満が既に出ているか、そして、県はそれに対してどのように対応したのかをホームページで見られるようにすれば、お互いに時間の無駄を省くことができます。」と発言しました。

何よりも私が驚いたのは、三村知事が、新年度から「県民の声データベース」を開設すると発表した記事を、その1週間後の東奥日報で見たときでした。

「県民の声データベース」が、県民の情報共有、県職員の労力軽減、業務の効率化に一定の効果を発揮していると思っています。

そこで伺います。町長は、青森県が行っている広聴活動と同じ取り組みを行う考えはあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、広く住民の声に耳を傾ける意味から、町のホームページに「町民の声 ご意見応募フォーム」を整備しています。このフォームは、トップページに「お問い合わせ」というバナーを貼りつけ、簡単にそのページに進めるように配慮しています。

これまで寄せられた意見や要望の大多数が個人的な内容であったために、関係課を通じてお問い合わせのあった方へ直接回答していることから、その内容については公表はしていません。

今後、町の政策提案としての内容であって、広く紹介する価値が高いと認められる意見や要望があった際には、青森県が行っている方法、これを参考にしながら、周知してまいります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 町民の開かれた議会の第8条に「町議会は、議会に関する情報を公開し、提供するとともに、町民の声を聴くことにより、町民に開かれた議会を運営する。」と明記されています。

今、町長に質問した内容は、議会にも同様に求められていることだと思います。

今後、議会の情報公開や広聴活動については、議会改革の議論の中で話し合わせ、取り組んでいくことになると思います。

私は、チームプレーの議論の前に、まずは個々のレベルを上げることのほうが先決だと思っており、議会がどうあるべきかを頭の片隅に置きながら、まずは議員として、自分自身が取り組むべきことは何かを常に意識して活動しています。

一般質問で質問しようと思っていることについては、ほかの議員が以前に質問していないかを確認する必要があります。何よりも、自分が以前に質問していることすら忘れて、同じ質問をしないように注意しなければなりません。

私の一般質問も今回で32回目になります。自分の一般質問だけでも、データベース化しないと、そのようなミスが起りかねない状況になってきました。

そこで、私は自分の一般質問データベースを作成し、パソコンやスマホで、誰でも見たいときに見られるようにしました。その結果、一般質問で提案していながら、その後、全くフォローしていないものが結構あることに気づきました。

町民及び議員が議会での議論を共有できるようにデータベース化し、ホームページで公開していくことに関しては、今後の私の研究課題の一つにしていきたいと思います。

3点目に、適法・公正な町政運営について質問します。

「町政運営に携わる者は、町政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により町政の透明性を高め、町政に対する町民の信頼を保持し、適法かつ公正な町政運営を確保しなければならない。」と明記されています。

森友学園事件での財務省の公文書改ざんや、各省庁の障害者雇用の水増しや、厚生労働省の統計調査の不正等はありません。

多くの国民は、国の不正を見て、違法行為を行っている本人は、問題が発覚し、隠しきれなくなるまで放置し、隠すものであり、財務省や厚生労働省のような組織に自浄作用は期待できないと思っているのではないかと思います。

私は、そのような不正を早期に発見するためには、公益通報保護法と内部通報制度をしっかりと機能させる必要があると思っています。

内部通報担当者に対する損害賠償請求訴訟が起こされた事例や、内部通報制度の通報窓口の守秘義務違反が裁判所で認定された事例もあるので、制度の正しい設計と正しい運営が求められます。

特に、秘密を守るといってアンケートをとりながら、虐待している父親にそのコピーを渡し、結果的に10歳の子供を死に至らしめた事件は、不正や犯罪の情報は特に慎重に扱わなくてはならないことを痛感させてくれました。

現在、当町は、公益通報保護法をどのように活用しているのか、伺います。

あるとすれば、改善すべき点があるのか、伺います。

ないとすれば、整備する考えがあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

町では、公益通報者保護法に基づき、法令違反等に関する通報を適切に処理し、違法な事態の防止及び抑制を図るために、七戸町職員公益通報規程を定めております。

具体的には、職員が町の事務事業に関する事実に対し、法令違反行為や町民の生命、健康もしくは生活環境を害する行為などを確認したとき、これを町長に通報することができるものとし、速やかに是正措置を講ずることを目的としておりますが、これまでそのような通報の実績というのはございません。

改善すべき点があるかという御質問であります。この規程自体は法律に基づいて定められておりますので、現時点では改善するところはないと考えております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 内部通報制度について伺います。

公益通報保護法によらない社内ルール、上司への不満、セクハラ、パワハラ関係、処遇の不公平等の職場や労働条件・環境に関する不満等は、内部通報制度で解決を図ることになりますが、現在、当町では内部通報制度が整備されているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町では、内部通報に係る制度は整備しておりません。県内においても、定めている自治体というのは少ない、そういう状況です。

職場や労働環境に対する不満などは、職員組合との交渉、それから、課長会議等において、また、人事評価の際に職員との個別面談も行いますので、そのような情報は収集するよう努めております。

制度化についてであります。今後、その辺の必要性、こういったものが認められると、そういう際には、検討して整備ということも必要かと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（呷 清悦君） 民間では、ブラック企業、サービス残業、過労死という言葉がよく聞かれます。残業手当がつかないサービス残業をみずから好んで行う人はいないと思いますが、上司から与えられた仕事の量が本人の能力を超えていても、不満を言うことができない場合に、みずからの判断でサービス残業を選択してしまうのだと思います。

私も会社員の経験があるので、労働者の立場はよくわかります。残業は、自分の仕事の進め方が悪くて時間がかかっているときもあれば、単純に期限までに終わらせなければならぬ仕事が多いときのどちらかでした。仕事量と部下の能力を把握した上で、適切に仕事の配分をするのも管理職の仕事だと思いますので、これについては、日ごろの各職場でコミュニケーションをよくとり、内部通報制度の活用を考えたことがないような職場環境をつくるのが望ましいと思っています。

質問1の（2）の質問に入ります。

質問は3点あります。

1点目、情報公開、特に第三セクター等について伺います。

同条例では、出資団体等について、第25条に「町長は、七戸町が出資している団体に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な調査、要請又は支援を行うことができる。」と明記されています。

前回の定例会の一般質問において、第三セクター等の情報公開について質問しました。

その際の答弁は、県内において公表している自治体もあり、そこも参考にしながら検討しているところであるとのことでした。

その後、私は、公文書開示請求で、六つの第三セクターの平成29年度の決算書と総会

資料を請求し、見てみましたが、そのまま公開しても特に問題はないと思いました。また、そのほうが職員の負担もふえないと思います。私はそれで十分だと思いましたが、町ではどのように公開する考えなのかと、ホームページで公開する時期について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 第三セクターの情報公開については、町議員おっしゃるとおり、決算や総会資料の写しをそのまま公開するとしたら、職員の負担にはならない、そういうふうに考えますが、その資料というのは膨大で、一般の方には非常にわかりづらいということだと思います。適切な情報公開とは言えないものと考えております。

したがって、公開については、出資団体ごとにわかりやすい様式にまとめ、団体の事業内容、財務状況、また、役職員数や公的支援の状況などを明記し、公開をしたいと考えております。

なお、時期については、今月中にはホームページで掲載する予定で今進めております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 町民にわかりやすい方法で公開するということですので、それはぜひ進めていただきたいと思います。さらに詳細に知りたければ、公文書開示請求で見ることができるということで、今後もそういう方法で進めたいと思います。

2点目、定例教育委員会のことについて伺います。

平成29年6月定例会の一般質問で、定例教育委員会の開催日時と場所をホームページで告知することと、その議事録をホームページで閲覧できるようにすることを提案しました。半年ほど時間をいただきたいとのことでしたが、1年9カ月が経過しました。いつになればホームページで見ることができるようになるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 町議員の御質問にお答えします。

議事録については、平成30年1月から学務課での閲覧を開始していましたが、定例会の日時告知については、七戸庁舎耐震改修工事のため、会場確保等の都合によりおこなっていません。工事が終了しましたので、議事録とあわせて平成31年度、4月からホームページに掲載いたします。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 3点目として、決算書について伺います。

町のホームページのトップページの「行政・まちづくり」をクリックし、次の画面の「町の財政・人事行政」の中の「予算・決算」をクリックすると、平成22年度から平成30年度の当初予算をPDFで閲覧できるようになっていますが、決算はありません。決算もホームページで閲覧できるようにする考えはないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町の決算書、これは印刷製本したものを会計課と、それから中央公民館、南公民館に配置し、閲覧可能となっております。

ホームページでの閲覧ですが、決算書をそのままの形で公表しても、歳入歳出、各科目が何を意味し、どのような施策と結びついているかを理解するというのはかなり困難であると思います。

また、近隣市町村の状況ですが、ホームページで公表している自治体、これはないようです。一つ、三沢市は、決算状況として総括表、これを掲載しているようです。

したがって、現時点では、住民からのいわゆるホームページでの公開という要望は余りありません。ありませんけれども、そういった声がどんどん出てくる段階で、ホームページで閲覧できるよう、とりあえずは総括表的なものからスタートすればいいのかなと考えておりますけれども、そういう内容で、今後、考えたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 議員の高齢化も新聞にも載っていました。60歳以上が、今、77%だということでした。今はそういう状態でも、そのうち、やはり情報を編集する、加工するとなれば、やはりパソコンで全て情報を見られるほうがいいということになると思います。また、ニーズについては、やはり膨大な資料ですので、町民がなかなか見るような資料ではないと思いますけれども、やはり議員のほうでも、やはりホームページでそういった作業ができれば便利だというニーズが高まってくれば、また検討もするかと思いますので、そうなることを想定して準備していただきたいと思います。

次、質問2に移ります。

男女共同参画の推進について伺っていきます。

これについては、質問を2点用意しています。

1点目、男女共同参画の推進状況について伺います。

平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

政策等の立案及び決定への共同参画については、第5条で「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。」と明記されています。

しかし、平成28年12月31日時点の地方議会、首長における女性比率は、都道府県議会が9.9%、市区町村議会が12.9%、首長が1.6%、議会の長が2.9%にとどまっています。

平成30年4月時点の日本の国会における女性議員の割合は、衆議院で10.1%、参議院で20.7%。列国議会同盟の各国下院の調査では、世界193カ国中158位と、政治の世界においては、国の掲げる女性活躍社会とはほど遠い状況となっています。

平成30年5月23日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行されましたが、そのような状況を改善したいとの思いからだと思います。

同法律の第3条、国及び地方公共団体の責務に、必要な施策を策定し、実施するよう努めるものとする。

第4条、政党その他の政治団体の努力に、目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」と明記されています。

当然、議会においても、そのために必要な施策は何であるかを考える必要があります。

また、男女の性別に関係なく、議員の担い手をどう育てるかについても、それと同時に考えていく必要があると思っています。

男女共同参画の推進は、町民の意識を変えることが一番大事だと思います。

そこで、第2次七戸町男女共同参画基本計画の意識づくりに関する施策に絞って伺います。

子供に対しては、学校で教えるのが最も効果的だと思います。

しかし、大人の場合、子供と違って、学習の機会を設けるのが難しくなります。

計画には、保育や教育の場における教育と学習機会の充実、それと、生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進とありますが、実施状況について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（附田道大君） お答えいたします。

男女共同参画に関する教育については、小中学校学習指導要領で定めておりますので、各教科及び学級活動で実施されております。

また、生涯学習、社会教育の分野においては、町民大学、公民館講座、柏葉大学や寿大学等において、男女共同参画に関する講演や講座を実施しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（畠 清悦君） 2点目として、取り組みについて伺います。

地方公共団体は、政治分野における男女共同参画推進に関する取り組みに資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう、また、啓発活動、環境整備、人材の育成等も行うよう努めるものとする」と明記しております。

議会単独でできるものもありますが、アンケート調査に関しては、町が行うアンケートで一緒に行うほうが効率的だと思います。

アンケートの内容については、これから十分に検討する必要がありますが、町が今後予定している中で、そのような調査が可能なアンケートの予定があるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 新しい年度において、何件かの事業について、住民の意向調査としてアンケートの実施を予定はしております。

しかしながら、その内容は、日常生活の分野であり、その中に政治の分野における男女共同参画の推進に関する項目、これを組み込むというのは、これはやっぱりなじまないと考えております。

したがって、現時点において、その調査が可能なアンケート、そういった予定というのはございません。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（**听 清悦君**） アンケートの調査方法については、私のほうでも今後検討していきたいと思っています。

ノルウェーで始まったクオータ制は、それまで実施されていた地域割り当て制を男女に適用した制度で、政治分野におけるポジティブアクションと言えますが、本来は、そのような制度なしでも男女同数になるのが理想です。

まずは女性が出産や育児のことを心配せずに議員活動できるような環境にあるのかどうかを検証し、必要に応じて改善していかなければならないと思っています。

また、人材育成も重要で、女性議員が立候補する経緯を分析した論文を見ると、女性候補者擁立に積極的な政党からの立候補以外では、教育、福祉、環境問題等の市民活動を活発に行っている女性が、その延長として政治分野に活動の場を移すというのが多いようです。

教育の分野ではPTA出身が多く、当町小中学校のPTA室の壁に掲示している歴代PTA執行部の集合写真を見ると、全員男性だったころから、次第に女性の割合がふえ、私がPTA会長を務めたころは、会長、副会長こそ男性でしたが、役員や委員の約8割は女性でした。

私は、女性が男性に遠慮することなく、自分たちの立場、状況、考え方を最も理解し、代弁してくれる女性をPTA会長に選出、輩出するようになれば、おのずと女性議員がふえてくるのではないかと思います。

私自身、女性がPTA会長を強く拒む原因が何であり、どうすればそれを取り除けるのか、よくわかりませんでした。将来の女性議員候補も含め、人材育成という点では、PTA活動は貴重な場だと思っています。政治分野における男女共同参画という課題については、それも念頭に置きながら考えていきたいと思っています。

以上で、私の今期最後の一般質問を終わります。

○議長（**田嶋輝雄君**） これをもって、4番議員听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

---

#### ○散会宣告

○議長（**田嶋輝雄君**） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月8日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時42分



